〇総務省告示第三百二十六号

は 表 第三の二注 第 点 登 五 録 検 一号第三 検 \mathcal{O} 実 査 等 施 1 の <u>-</u> 項 0 事 ,業 目 規定に基づき、 を定 者等 注 1 及 び 規則 \Diamond る 別表 件) 平 第七 成 平成二十三年 \mathcal{O} 九年郵政省令第七十六号) 部 号第三 を 次 の 二 \mathcal{O} 総 よう 注 務省告示 に 1 改 \mathcal{O} 規定 正 第二 Ļ に 百 基 別表第五号第三の二注 平成二十六 づく登 八 十 一 録 号 年 四 検査 **金** 等事 月一 録 検 業者等 査 日 等事 -1 及び カゝ 5 施 が 業 : 行う 者 別 行 表第七 す 等 規 る。 検 査 則 号 又 別

平成二十五年八月二十三日

第二 一項中「· 人体 頭部」を「人体」に、 「第十四条の二第一 項」を「第十四条 の二第一 項又 は第二 項

総

務大臣

新

藤

義

孝

に改める。